

(1) かんがい排水

| | | |
|-------------------|--------|--------------------|
| 国営かんがい排水事業 | 事業主体 国 | 所管課班 農村振興課 広域水利調整班 |
|-------------------|--------|--------------------|

事業の内容

基幹的な用排水施設であるダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等の新設、改修、さらに農業水利制御システムの整備及びそれに付帯する工事。

採択基準

〔かんがい排水事業〕

受益面積がおおむね3,000ha(田以外の農用地を受益地とするものにあつては、おおむね1,000ha)以上現に存在し、かつ、末端支配面積がおおむね500ha(畑に係るものにあつては100ha、離島の排水にあつてはおおむね200ha(畑に係るものにあつては100ha)、重要度及び緊急性の高い施設として農林水産省農村振興局長が別に定める要件に該当する施設の整備については、おおむね100ha)以上の農業用排水施設の新設、廃止又は変更を行う事業。

ただし、地区の実情を勘案し、上記末端支配面積に満たない施設についても、農業水利制御システム及び畑地におけるファームポンドに限り事業の対象となる。

国営土地改良事業により造成された基幹的な農業用排水施設(通水量等がおおむね0.5m³/s、重要度及び緊急性の高い施設にあつてはおおむね0.1m³/s)以上で老朽化著しく維持管理に支障が生じるもの等の更新のために行う事業は、当該施設の整備を行った国営土地改良事業の受益地がおおむね3,000ha以上現に存り、かつ、末端支配面積がおおむね500ha以上の施設が対象。

〔国営造成土地改良施設整備事業〕

国営土地改良事業により造成された基幹的な農業用排水施設(上記要件を満たす)に係る軽微な変更の事業(総事業費がおおむね10億円以上であること)。

| 負担割合 | 区 分 | 国 | 県 (条例) | 市町村 | その他 |
|------------------|--|-----|-----------|-----|------|
| 〔H5年度以降 着工地区〕 | 1. ダム | | | | |
| | 受益面積 5,000ha 貯水量 700万m ³ 以上 | 70 | 25 | 5 | — |
| | 共同ダム(農業用) | 2/3 | 20.9 | 8 | 4.5 |
| | (その他) | 2/3 | 19 | 8 | 6.4 |
| | 一般 上記以外のダム | 2/3 | 17 | 6 | 10.4 |
| | 2. 頭首工 | | | | |
| | 受益面積5,000ha以上 | 70 | 25 | 5 | — |
| | 5,000ha未満 | 2/3 | 17 | 6 | 10.4 |
| | 3. 排水機場、樋門 | | | | |
| | 受益面積5,000ha以上 | 70 | 25 | 5 | — |
| | 3,000ha以上5,000ha未満 | 2/3 | 23.4 | 8 | 2.0 |
| | 1,000ha以上3,000ha未満 | 2/3 | 19 | 8 | 6.4 |
| | 1,000ha未満 | 2/3 | 17 | 6 | 10.4 |
| | 4. 排水路 | | | | |
| | 受益面積1,000ha以上 | 2/3 | 19 | 8 | 6.4 |
| | 1,000ha未満 | 2/3 | 17 | 6 | 10.4 |
| | 5. 用水機場、樋門、導水路 | | | | |
| | 全施設 | 2/3 | 17 | 6 | 10.4 |
| | 6. 用水路 | | | | |
| | 全施設 | 2/3 | 17 | 6 | 10.4 |

| 負担割合 | 区 分 | 国 | 県 (条例) | 市町村 | その他 |
|------|----------------|---------------|-----------|-----|------|
| | | 7. 農業水利制御システム | | | |
| | 末端受益面積 100ha以上 | 2/3 | 17 | 6 | 10.4 |
| | ” 100ha未満 | 50 | 25 | 10 | 15 |

| | | |
|-------------------------------|--------|--------------------|
| 国営耐震対策一体型 かんがい排水事業 | 事業主体 国 | 所管課班 農村振興課 広域水利調整班 |
|-------------------------------|--------|--------------------|

目 的

食料の安定的な生産の基礎となる基幹的農業水利施設の相当数は、戦後集中的に整備されてきたことから急速に老朽化が進行しており、今後これらの施設の適時適切な更新等を着実に推進していく必要がある。また道路や鉄道など重要インフラや住宅との近接部等の農業水利施設に関しては、地震により破損した場合に二次災害を及ぼす恐れがあることから、施設の耐震対策が求められている。

こうした状況を踏まえ、老朽化施設の更新等を行う際に、防災上重要な施設であるものの必要な耐震性を有していない施設については、耐震化整備を一体的に実施し、農業生産性の維持・向上及び農業経営の安定並びに国土の保全に資することを目的とする。（平成26年度創設）

事業の内容

- 1 老朽化・機能向上対策
農業用排水施設の新設又は変更（老朽化対策や機能向上対策等）
土地改良事業計画に基づき、施設の機能を監視しつつ保全する
- 2 耐震対策
下記採択要件中、「4 事業要件」に該当する国営かんがい排水事業等と一体的に行う施設の耐震化整備

採 択 要 件

- 1 対象施設
 - (1) 老朽化・機能向上対策：国営かんがい排水事業、国営施設機能保全事業、国営施設応急対策事業と同じ
 - (2) 耐震対策：国営総合農地防災事業と同じ
- 2 受益面積
受益面積が3,000ha（畑1,000ha）以上
- 3 末端支配面積
末端支配面積がおおむね500ha（畑100ha）以上
※必要な耐震性を有していない重要な農業水利施設の耐震化整備については、末端支配面積300ha以上
- 4 事業要件
一度発生すれば大災害になり得る地震動が発生した際、次のいずれかの要件に該当する施設を対象として行うものとする。
 - (1) 施設周辺に主要道路や鉄道、人家等があり、人名・財産等への影響が大きいもの
 - (2) 地域防災計画によって避難路に指定されている道路に隣接するなど、避難・救護活動への影響が大きいもの
 - (3) 地域の経済活動や生活機能への影響が大きいもの

| 負担割合 | 区 分 | 国 | 県 | 市町村 | その他 | 備 考 |
|------|------------------|-------|-----|------|-----|-----|
| | 老朽化・機能向上対策及び耐震対策 | 2 / 3 | 30% | 3.4% | — | |

| | | |
|-------------------|--------|--------------------|
| 国営施設応急対策事業 | 事業主体 国 | 所管課班 農村振興課 広域水利調整班 |
|-------------------|--------|--------------------|

目 的

食料の安定的な生産に不可欠な基盤である国営土地改良事業によって造成された農業用排水施設について、不測の事態が発生した場合における応急対策、その発生原因の究明調査及び当該調査の結果に基づく施設の機能保全に係る整備を行うほか、老朽化等による機能低下がみられる場合にあつては、施設の長寿命化計画の作成及び当該計画に基づく機能保全整備等を行い、もって農業生産性の維持及び農業経営の安定に資することを目的とする。（平成24年度創設）

事業の内容

- 1 応急対策:不測の事態が発生した場合に、その詳細な情報を把握しつつ、二次被害の防止等を図るために最小限必要な内容について定めた応急対策計画に基づいて行う。
- 2 原因究明等調査:
不測の事態の発生原因の究明調査、耐震性の点検・調査、対策工法の検討、老朽化等による機能低下がみられる施設においては長寿命化計画の作成を行い、必要に応じて土地改良事業計画案を作成するための調査を行う。
- 3 対策事業
原因究明の結果を踏まえ、施設の機能保全を目的とした農業用排水施設の変更を行う。
事業採択期間
原因究明及び応急対策の実施期間 平成24年度～平成33年度までの10年間
対策事業の採択期間 平成24年度～平成33年度までの10年間

採 択 要 件

- 1 対象施設
国営土地改良事業で造成された農業用排水施設（農業水利制御システム（農業用排水施設に附帯する水位や流量等の管理を総合的に行うシステム）を含む）
- 2 末端支配面積
末端支配面積がおおむね500ha（畑・重要度及び緊急性の高い亜施設として農村振興局長が別に定める要件に該当する施設の整備にあつてはおおむね100ha）以上のもの
農業水利制御システムの整備については、末端支配面積の要件を設けないものとするが、末端支配面積500ha（畑100ha）以上の要件を満たす農業用排水施設の整備を併せて行うものであり、かつ、当該農業水利制御システムの整備が整備費、維持管理費等の観点から特に効率的であると認められるもの又は地区全体の適正な排水管理上必要であるものに限る。
- 3 実施要件
 - (1) 応急対策
 - ・ 事態発生 の責任の所在の明確化が困難なもの
 - ・ 緊急性があり、かつ即応しない場合、二次被害や第三者被害の発生のおそれがあるもの
 - (2) 原因究明等調査
 - ・ 調査・設計・施工・管理にわたり原因の所在の特定が困難なもの
 - ・ 施設の機能・周辺地域に影響を及ぼしているもの、又は及ぼすおそれがあるもの
 - (3) 対策事業
 - ・ 応急対策の対象施設を含め、施設の更新又は補修・補強を行う必要があるもの
 - ・ 1箇所あたりの事業費が2千万円以上であること

| 負担割合 | 区 分 | 国 | 県 | 市町村 | その他 | 備 考 |
|------|------------|---------|-------|-----|-----|-----|
| | 原因究明等調査 | 定額 | — | — | — | |
| | 応急対策及び対策事業 | 2 / 3 ※ | 19.4% | 9% | 5% | |

※農業水利制御システムのうち、末端支配面積100ha(畑20ha)に満たないものは50%

| | | |
|-------------------------------|--------|--------------------|
| 国営土地改良事業に係る 調査計画制度 | 事業主体 国 | 所管課班 農村振興課 広域水利調整班 |
|-------------------------------|--------|--------------------|

趣 旨

国営土地改良事業を行うために必要な、その地域の課題把握、現況の土地・水利用状況の把握、施設計画、事業費概定、経済効果の算定、環境との調和に配慮した調査計画の策定、更には受益農家への事業概要説明など、さまざまな調査計画業務、関係者との調整業務を行う。

また、土地改良事業により造成された施設が、造成後もその機能を継続的に発揮するためには適切な維持管理を行なうことが重要であり、造成施設の主たる管理者である土地改良区や県・市町村などに対し維持管理に必要な情報提供や連絡調整など（事業のフォローアップ）を行う。

主な調査計画制度

- 1 広域農業基盤整備管理調査（国費：100%）
地域の農地、農業水利、農村環境等の農業基盤情報の収集・分析・提供を行い、農業振興上の課題を整理するとともに、国営完了地区においては、水利用・排水状況、水管理、施設管理、農業状況等の現状把握を行う。これらの調査成果を基に事業の必要性の検討、水管理方法の変更、営農改善方策の対応を検討するとともに、完了地区においては、事業実施後の事業効果について評価する。
- 2 広域基盤整備計画調査（国費：100%）
食料供給の中核的役割を担う大規模かつ優良な広域の農業地域（広域農業地域）を適切に維持、存続させるため、国が基幹的農業水利施設を計画的、機動的かつ、長寿命化に配慮し、整備更新するための広域基盤整備計画を策定する。
- 3 地域整備方向検討調査（国費：100%）
用水計画の見直しや新規の水源開発及び中山間地域の振興、多面的機能の維持・保全を図る国又は独立行政法人緑資源機構が行う事業の実現性の高い地域において、国営等事業の必要性、技術的可能性及び経済的妥当性について検討を行い、事業計画の案を作成するために行う調査に先立ち地域の課題及び整備構想の概略を検討する。
- 4 地区調査（国費：100%）
国営土地改良に事業の実施が見込まれる地区において現状把握を行い、本事業の実施の必要性、技術的・経済的妥当性を検討のうえ事業計画を策定する。
- 5 全体実施設計（国費：当該国営土地改良事業実施要綱負担割合による）
地区調査が行われた地区において、工事計画に係る設計を行い、事業着手後に事業費が著しく変動しない精度の事業費算定を行う。
- 6 施設長寿命化検討調査（国費：100%）
老朽化等により施設の機能低下がみられる地区において、施設の機能診断並びに施設の機能の保全及び長寿命化に資する事項について検討を行い、これらの事項を定めた施設の長寿命化に関する計画（施設長寿命化計画）を策定する。

| | | |
|--|--------|----------------------|
| 水利施設整備事業 (基幹水利施設整備型) (旧県営かんがい排水事業) | 事業主体 県 | 所管課班 (計) 農村振興課 地域計画班 |
| | | (実) 農村整備課 水利施設保全班 |

事業の内容

基幹的な用排水施設であるダム、頭首工、用排水機場、用排水路等の新設、改修及びそれに付帯する工事。

採択基準

次に掲げる一に該当するもの。

- 1 本事業を実施しようとするときは、地域における農業の振興方向、営農目標、生産基盤整備の内容、営農支援の体制等を定めた営農目標推進整備計画を作成するものとする。【農業競争力強化基盤整備事業と農山漁村地域整備交付金で該当】
- 2 国営土地改良事業又は水資源機構営事業と一体となつて行う事業であること。【農業競争力強化基盤整備事業で該当】
- 3 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更であつて、受益面積がおおむね200ha以上でありかつ、末端支配面積がおおむね100ha以上のもの。
- 4 現に農業用用排水施設の利益を受けていない畑地を受益地とする農業用用排水施設(以下「畑地を受益とする農業用用排水施設」という。)の新設又は変更であつて、受益面積がおおむね100ha以上であり、かつ末端支配面積がおおむね20ha以上のもの。
- 5 国営事業施行部分に接続する農業用用排水施設の新設、廃止又は変更であつて、末端支配面積がおおむね100ha以上のものの受益面積の合計がおおむね200ha以上のもの。
- 6 国営事業施行部分に接続する畑地を受益地とする農業用用排水施設の新設、廃止又は変更であつて、末端支配面積がおおむね20ha以上のものの受益面積の合計がおおむね100ha以上のもの。
- 7 農業用用排水施設の系統的自動化又は系統的多目的利用を行うために必要な水管理改良施設(附帯施設を含む。)を伴う農業用用排水施設の新設又は変更であつて、受益面積がおおむね100ha以上のもの。
- 8 河川に設置されている取水施設(農業用水として河水を得るための頭首工、集水きよ、揚水機、取付水路等の構造物及びこれらの附帯施設であつて、その設置後の経過年数が標準計画耐用年数のおおむね3分の2以下であるものをいう。)が河川における土砂の採取、ダムの設置等の人為的要因に伴う河床の変動、流心の移動等によりその取水機能に障害が生じている場合において、これを回復させるために必要な改良又は当該施設に代わるべき施設の新設であつて、受益面積がおおむね200ha以上で、これに要する費用の額がおおむね5千万円以上のもの。
ただし、この場合の事業費(取水施設の機能障害対策に係るもの。)にあつては、受益者負担金の額を当該費用の15%以内とする。
- 9 「土地改良事業計画基準(排水・ほ場整備(畑))」(昭和53年9月12日付け53構改C第306号農林水産事務次官依命通達)により定められた排水に係る基準を上回る機能を有する排水施設を整備する必要がある地域において(1)の事業と併せて行う必要のある農地防災排水施設の新設、廃止又は変更であつて、受益面積がおおむね100ha以上であり、かつ、末端支配面積が併せ行う1の事業の末端支配面積と同一であるもの。

| 負担割合 | 区 分 | | | | | |
|------|-----|------------|-----|-----------|-----|--|
| | 国 | 県 | 市町村 | その他 | 備 考 | |
| 一 | 50 | 25 (40) | 10 | 15 (-) | | |

H23年度新規地区以降適用。()はダムに係る分

| | | |
|---|--------|--------------------|
| 水利施設整備事業 (排水対策特別型) (旧 地域水田農業経営支援排水対策特別事業) | 事業主体 県 | 所管課班 ① 農村振興課 地域計画班 |
| | | ② 農村整備課 水利施設保全班 |

事業の内容

- ア 用排水施設整備事業のうち麦・大豆・飼料作物等の転作作物を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図るために必要な排水機場，排水樋門，排水路（以下「排水施設」という。）等の更新又は整備を実施するもの。
- イ アの事業と用排水施設整備事業のうち用水路等の更新又は整備及び生産基盤整備事業の（２）暗渠排水事業，（３）客土事業，（４）区画整理事業であって排水施設の整備と一体不可分な範囲で施工することを相当とするものを併せて一体的に実施するもの。

採択基準

- 1 受益地が原則として次のいずれかに該当するものであり，かつア又はイに該当する水田面積が受益地内のおおむね50%以上であること。
 - ア 降雨時において排水機，排水樋門，排水路等の排水施設の能力が十分でないために湛水を来す水田
 - イ 常時地下水位が高い水田
 - ウ ア又はイの水田と一体的に整備することが必要な水田
- 3 受益面積 20ha以上
- 4 末端支配面積 5ha以上

| 負担割合 | 区 分 | 国 | 県 | 市町村 | その他 | 備 考 |
|------|--------------------------------|----|----|-----|-----|-------------------|
| | 排水対策特別型 (旧地域水田農業支援排水対策特別事業) | 50 | 25 | 10 | 15 | H23年度新規 地区以降適用 |
| | | | | | | |

| | | |
|--|---------------------|--|
| 水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型) (旧基幹水利施設ストック マネジメント事業) | 事業主体 県 土地改良区等 | 所管課班 (計) 農村振興課 地域計画班 (実) 農村整備課 水利施設保全班 |
|--|---------------------|--|

事業の内容

国営土地改良事業及び県営土地改良事業により造成されたダム，頭首工，用排水機場，農業用排水路等の基幹的な農業水利施設について，施設の有効活用を図るため，効率的な機能保全対策を推進するもの。

- 1 国営土地改良事業及び県営土地改良事業により造成された施設に関する機能保全計画の策定
- 2 国営土地改良事業により造成された施設について，国営造成水利施設保全対策指導事業により策定された機能保全計画に基づく対策工事及び県営土地改良事業により造成された施設について，1の機能保全計画に基づく対策工事の実施
- 3 国営造成施設又は県営造成施設において発生した突発的事故に対する緊急補修工事等の実施

採択基準

- 1 国営土地改良事業及び県営土地改良事業により造成された農業水利施設であること。
- 2 既存施設を有効活用すると認められる場合であって，施設機能の向上を主な目的としないものであること。
- 3 県の基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針に位置づけられたもの。
- 4 対策工事を法律補助事業で行う場合においては，受益面積100ha以上であること。

運用方針（内部規定）

1 機能保全計画の策定の実施基準

- (1) 対象施設は県営土地改良事業で造成された農業水利施設のうち，標準耐用年数を既に超過しているか，機能保全計画策定予定年から5年以内に超過する施設。
- (2) 対象施設の選定は，一次機能診断の数値評価結果等に基づき施設管理者と協議のうえ行う。
- (3) 地区の選定は各管内の状況を勘案し，管内ごと，市町村ごと，水系ごと及び土地改良区ごと等にする。
- (4) 機能保全計画は策定後，施設管理者にその結果を速やかに報告する。

2 対策工事の実施基準

国営造成水利施設保全対策指導事業及び本事業等で作成した機能保全計画に基づき実施する。

(1) 県営事業

法律補助事業（土地改良法の手続きを経る事業）を基本とし，1施設の受益面積が100ha以上かつ1地区の総事業費が5千万円以上とする。1施設あたりの事業費が概ね1億円で，また早急に事業化する必要がある場合は予算補助事業（土地改良法の手続きを経ない事業）を選択できるものとする。

(2) 団体営事業

1施設の受益面積が100ha以上で1地区の事業費が3千万円以上かつ1施設あたりの事業費が2百万円以上の地区とする。

3 緊急補修工事の実施基準

事業主体は施設管理者とし，対象施設は実施方針により選定された施設で事業費は2百万円以上を要件とする。

| 負担割合 | 区 分 | 国 | 県 | 市町村 | その他 | 備 考 |
|------|-------------------|----|------------|-----------|-----------|-----|
| | 機能保全計画策定 | 50 | 25 (50) | 25 (-) | | 県営 |
| | 対策工事 及び 緊急補修工事 | 50 | 25 (50) | 10 (-) | 15 (-) | 県営 |
| | | 50 | 15 | 35 | | 団体営 |

※ ()は県有ダムに係る分

※ 県有土地改良財産となっているダムについては、P246～247を参照

| | | |
|--|------------------------------------|-----------------------|
| 水利施設整備事業 (地域農業水利施設保全型) (旧地域農業水利施設ストック マネジメント事業) | 事業主体 市町村 土地改良区等 県土地改良事業団体連合会 | 所管課班 農村整備課 水利施設保全班 |
|--|------------------------------------|-----------------------|

事業の内容

団体営造成施設等の劣化状況等の調査に基づき、施設管理の省力化や環境との調和へも配慮しつつ、機能を保全するために必要な対応方策を定めた計画（以下「機能保全計画」という。）を作成、これに基づく施設の更新や予防的な保全対策、又は事後的な保全対策を適切に組み合わせて行うとともに、これらに取り組むための技術指導等を併せて実施するもの。

- 1 団体営造成施設等に関する機能保全計画の策定（機能保全計画作成に必要な当該施設の機能診断を含む）
- 2 団体営造成施設等に係る機能保全計画に基づく対策工事（以下「対策工事」という。）の実施。
- 3 団体営造成施設等において発生した突発的事故に対する緊急工事（以下「事後保全」という。）の実施

採択基準

- 1 県が作成する地域農業水利施設保全対策実施方針に位置づけられたもの。ただし、基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針に位置づけられた施設は本事業の対象外。
- 2 機能保全計画の策定においては、末端支配面積100ha以上であり、予防的な対策が有効と見込まれるもの。
- 3 対策工事においては受益面積100ha以上（機能保全計画を当事業で実施していない場合で、別に機能保全計画を作成している場合は10ha以上）であること。
- 4 事後保全においては、施設の劣化に起因すると想定されるもの。
- 5 対策工事及び事後保全においては、施設機能の向上を主な目的としないものであること。

運用方針（内部規定）

1 機能保全計画の策定の実施基準

- (1) 対象施設は団体営土地改良事業で造成された農業水利施設、県営土地改良事業で造成された施設のうち基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針に記載されていない施設又は現に農業水利施設として利用され、施設管理者（個人を除く）が明確な施設で、標準耐用年数を既に超過しているか機能保全計画策定予定年から5年以内に超過する施設。
- (2) 地区の設定は、管内の状況を勘案し、管内ごと、市町村ごと、水系ごと及び土地改良区ごと等とする。

2 対策工事の実施基準

- (1) 1地区の総事業費が3千万円以上かつ1施設あたりの事業費が2百万円以上を要件とする。
- (2) 本事業で計画を策定した場合は1施設の受益面積（末端支配面積）が100ha以上とし、施設管理者独自で計画を策定した場合は1地区あたり受益面積（末端支配面積）が10ha以上とする。

3 緊急工事の実施基準

事後保全は以下の要件全てに合致する施設を対象とする。

- (1) 対象施設は団体営土地改良事業で造成された農業水利施設、県営土地改良事業で造成された施設のうち基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針に記載されていない施設又は現に農業水利施設として利用され、施設管理者（個人を除く）が明確な施設。
- (2) その事故が劣化に起因すると判断されるもの。

※下記の補助率は、平成23年4月1日より適用

| 負担割合 | 区 分 | 国 | 県 | 市町村 | その他 | 備 考 |
|------|--|------------|------------|------------|-----|-----|
| | 地域農業水利施設 ストックマネジメント事業 (機能保全計画策定) | 50 | 15 | 35 | | 団体営 |
| | 対策工事 及び 緊急工事 | 50 (55) | 15 (15) | 35 (30) | | 団体営 |

※（ ）は 離島，特別豪雪地帯，振興山村，半島振興対策実施地域，過疎地域，
特定農山村地域又は急傾斜畑地帯の場合

| | | |
|---|--------|--------------------|
| 水利施設整備事業 (地域用水機能増進型) (旧団体営地域用水機能増進事業) | 事業主体 県 | 所管課班 ① 農村振興課 地域計画班 |
| | | ② 農村整備課 水利施設保全班 |

事業の内容

用排水施設整備事業を実施するものであって、地域用水機能を正當に評価した上で、農業用水の循環利用を積極的に促進することにより、農業用水のさらなる効率的な利用等を図り、もって農業経営の安定及び近代化に資することを目的とし、併せて地域用水機能に資するもの。

事業主体

都道府県

採択基準

次の要件をすべて満たしていること

- 1 受益面積がおおむね200ヘクタール(沖縄県にあっては、100ヘクタール)以上であって、かつ、末端支配面積がおおむね5ヘクタール以上のものであること。
- 2 当該地区内の末端支配面積5ヘクタール以上のすべての農業用排水路の延長に対する地域用水機能を発揮している農業用排水路の延長の割合が原則として10パーセント以上であること。
- 3 本事業の申請に係る土地改良区又は市町村に、農村振興局長が別に定める地域用水対策協議会を設置すること。

| 負担割合 | 区 分 | 国 | 県 | 市町村 | その他 | 備 考 |
|------|-----------|----|----|-----|-----|-----|
| | 地域用水機能増進型 | 50 | 25 | 未定 | 未定 | |

| | | | | |
|----------------------------|------|-------------------|------|----------------------------------|
| 水利施設整備事業 (水利区域内農地集積促進型) | 事業主体 | 県 市町村 土地改良区 | 所管課班 | ① 農村振興課 地域計画班 ② 農村整備課 水利施設保全班 |
| | | | | |

趣 旨

基幹的な水利施設の整備（国営・県営かんがい排水事業）と一体的に末端の水利施設等の整備を行い、担い手への農地集積を促進させることを目的とする。

事業の内容

1 ハード事業

- ・基幹工種：農業用排水施設
- ・選択工種：区画整理，暗渠排水，客土

2 関連支援

- (1) 高度土地利用調整事業
都道府県が行う普及・指導活動に対する支援，土地改良区等が行う土地利用調整活動等に対する支援
- (2) 高度経営体集積促進事業
基盤整備を通じて確保された生産性の高い農地を，高度経営体へ一定以上集積することを促進するための支援
- (3) 耕地利用高度化推進事業
基盤整備による耕作放棄地の発生防止効果を高めるための，営農上支障となる湧水，不陸等への対応，暗渠の維持管理等，小規模な条件整備等への支援
<限度額> ハード事業費の2%

事業主体

- 1 ハード事業 : 県
- 2 関連支援 : (1) は県，市町村，土地改良区等
(2) (3) は県，市町村

採択要件

1 ハード事業

- ・国営・県営かんがい排水事業（基幹事業）で整備する農業用排水施設と連続性を持ったものであること。また，選択工種を実施する農地は，基幹事業の受益地内であること。
- ・基幹事業は，本事業の採択年度において実施中の事業であること。
- ・受益面積の合計が20ha以上であること。
- ・事業区域内において，事業完了時までに担い手への農地の面的集積又は利用集積が一定以上増加すること。

【面的集積の場合】

| 事業実施前 | 事業完了時 |
|------------------------------------|---|
| 15%未満 15～35% 35～40% 40%以上 | 20%以上 5 ^ホ イト以上UP 40%以上 UP |

または

【利用集積の場合】
(中山間地域に限る)

| 事業実施前 | 事業完了時 |
|------------------------------------|---|
| 23%未満 23～50% 50～57% 57%以上 | 30%以上 7 ^ホ イト以上UP 57%以上 UP |

2 関連支援

- ・目標年度までに高度経営体を1以上育成すること。
- ・ハード事業完了時までに，担い手への農地の面的集積又は利用集積が一定以上増加すること。

【面的集積の場合】

| 事業実施前 | 事業完了時 |
|--|---|
| 13%未満 13～35% 35～38.5% 38.5～63% 63～66.5% 66.5%以上 | 20%以上 7 ^ホ イト以上UP 42%以上 3.5 ^ホ イト以上UP 66.5%以上 UP |

または

【利用集積の場合】
(中山間地域に限る)

| 事業実施前 | 事業完了時 |
|--|--|
| 20%未満 20～50% 50～55% 55～90% 90～95% 95%以上 | 30%以上 10 ^ホ イト以上UP 60%以上 5 ^ホ イト以上UP 95%以上 UP |

| 負担割合 | 区 分 | 国 | 県 | 市町村 | その他 | 備 考 |
|------|-----------------|------------|----|-----|-----|----------|
| | 水利区域内農地集積促進整備事業 | 50 (55) | 未定 | 未定 | 未定 | ()は中山間等 |

| | | | | |
|----------------|------|--------------------|------|--------------------------------|
| 広域農業用水適正管理対策事業 | 事業主体 | 県 市町村 土地改良区等 | 所管課班 | ① 農村振興課 地域計画班 ② 農村整備課 防災対策班 |
| | | | | |

趣 旨

国営土地改良事業の施行に伴い、用途廃止すべき農業水利施設のうち、当該事業の完了後も関連事業が完了していない等のため、用途廃止されずに残存しているものを撤去することによって、当該流域の農業用水管理の適正化、災害の未然防止等を目的とするもの。

事業の内容

次の（１）及び（２）に該当する農業水利施設の撤去を行う。

- （１）国営土地改良事業の施行に伴い、用途廃止すべき頭首工、水門、樋管、樋門等の農業水利施設のうち、当該事業の完了後も関連事業が完了しない等のため、用途廃止されずに残存しているもの
- （２）農業用水管理又は河川管理上の支障を及ぼすおそれのある農業水利施設

採 択 要 件

次のすべての要件に該当するものであること。

- （１）国営土地改良事業の実施による施設の新設又は改築に伴い、撤去することが土地改良法第87条、同法第87条の2及び同法第87条の3のいずれかの規定により定められた土地改良事業計画に含まれていた農業水利施設。
- （２）次のいずれかに該当する農業水利施設の撤去
 - ア 当該施設下流域の農業用水を含めた河川の流水の適正な流下及び水利調整の円滑化に支障を及ぼすおそれのある農業水利施設
 - イ 放置すると河川の適正な利用の支障となったり、災害の発生の原因となるおそれのある農業水利施設で河川管理者から撤去を求められている施設

事 業 主 体

県、市町村、土地改良区、その他知事が適当と認める者。

| 負担割合 | 区 分 | 国 | 県 | 市町村 | その他 | 備 考 |
|------|--------------------|-----|-----|-----|-----|--|
| | 広域農業用水適正 管理対策事業 | ※ 1 | ※ 2 | | | ※ 1 従前の国営土地改良事業完了時の国庫負担率を適用。 ※ 2 国庫負担率外の負担割合については、「ため池等整備（農業用河川工作物等応急対策）」の負担割合の区分に基づき要件を決定し、国のガイドラインにより負担割合を算出する。 |

| | | | | |
|---------------|------|--------------------|------|------------------|
| 農業水利施設保全合理化事業 | 事業主体 | 県 市町村 土地改良区等 | 所管課班 | 農村整備課 水利施設保全班 |
| | | | | |

趣 旨

生産効率を高め競争力ある「攻めの農業」を実現するためには、担い手への農地集積を加速化し、農業の構造改革を推進するとともに、農業水利施設の効率的な機能保全対策を推進することなどが不可欠であるが、老朽化した旧来の水利システムを有する地区においては、水管理労力の負担が重くなっており、このことが担い手への農地集積が進まない大きな要因となっている。

また、農業水利施設の老朽化に起因する突発事故の発生件数が増加傾向にあり、農業被害のみならず、住宅・公共施設への二次被害を及ぼすリスクが高まっている。

本事業は、環境との調和にも配慮しつつ、パイプライン化等により水管理の省力化を図るとともに、老朽化した農業水利施設の機能診断や補修による農業水利施設の長寿命化や安全性の向上を図り、生産効率の向上及び競争力ある「攻めの農業」の実現に資するものである。

事業の内容

1 農業水利施設等整備事業

| 事業種類 | 事業内容 |
|--------------|---|
| (1)用排水施設整備事業 | 農業用排水施設の新設、廃止又は変更 |
| (2)暗渠排水事業 | 農用地につき行う完全暗渠、補助暗渠若しくは補水渠の新設若しくは変更又は心土破碎 |
| (3)客土事業 | 農用地につき行う客土（混層耕を含む。）又はこれと一体的に実施する酸性土壌改良資材、リン酸資材及び有機質資材の投入等 |
| (4)区画整理事業 | 農用地の区画形質の変更及びこれと相当の関連がある他の工事を一体的に行う事業 |

【事業要件】：農用地集積の計画が必要。受益面積20ha以上。

【事業主体】：県

2 農地集積促進事業

| 事業種類 | 事業内容 |
|-------------------------|--|
| (1)高度土地利用調整事業 ア 指導事業 | 土地利用調整及び農用地の集積を推進するため、都道府県が行う普及・指導活動 |
| イ 調査・調整事業 | 関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動 |
| (2)中心経営体農地集積促進事業 | 中心経営体への農用地の集積に向けた促進支援 |
| (3)耕地利用高度化推進事業 | 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動等 |

【事業要件】：区分1 農業水利施設等整備事業の(1)または(2)と関連して行うものに限る。

【事業主体】：県 ただし、県と併せて(1)ア 指導事業は、土地改良事業団体連合会・土地改良区、(1)イ 調査・調整事業は、市町村・土地改良区・農協、(2)中心経営体農地集積促進事業 (3)耕地利用高度化推進事業は、市町村、土地改良区とすることができる。

3 水利用再編促進事業

| 事業種類 | 事業内容 |
|----------------|--|
| (1)水利用調整事業 | 水利使用の見直し、環境用水等の用水の質的向上の支援等 |
| (2)水利用高度化推進事業 | 地域用水機能等を維持・増進する活動支援等 |
| (3)施設計画策定事業 | 整備の計画を策定するための地域の諸条件の現況把握及び概略設計等 |
| (4)管理省力化施設整備事業 | 水管理を合理化・省力化する農業用排水施設に附帯する施設の整備 |
| (5)機能保全計画策定事業 | 農業用排水施設等の機能診断結果に基づき当該施設の機能を保全するために必要な対策方法を定めた計画（以下「機能保全計画」という。）の策定 |

【事業要件】：(1)水利用調整事業

ア 農業用排水施設における維持・保全管理の継続に支障を来すことが懸念される地域であること。

イ 環境用水、冬期湛水用水又は消流雪用水を取得する場合にあっては、農村振興局長が別に定める要件を満たすものであること。

(2)水利用高度化推進事業

ア 事業採択申請に係る土地改良区等に、農村振興局長が別に定める地域用水対策協議会が設置されていること。

イ 利水等に関する各種権利関係が調整され、かつ、長期的な水利用の秩序化が図られる見通しがあること。

(3)施設計画策定事業、(4)管理省力化施設整備事業は、事業費 200万円以上。

(5)機能保全計画策定事業は、末端支配面積 10ha 以上

【事業主体】：県、市町村、土地改良区等

| 負担割合 | 区分 | 国 | 県 | その他 | 備考 |
|------|-------------------|------------|------------|------------|---------|
| | | | | | |
| | 区分3(4)管理省力化施設整備事業 | 50 | 25 | 25 | 県営 |
| | | 50 (55) | 15 (15) | 35 (30) | 団体営 |
| | 区分3(5)機能保全計画策定事業 | 定額 | | | 補助 |
| | | 50 | 25 | 25 | 県営 上記以外 |
| | | 50 | 15 | 35 | 団体営 ” |
| | 上記以外 | 50 (55) | 未定 | 未定 | |

- ・ () は離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畑地帯の場合